

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年1月7日提出
【計算期間】	第13期（自 2019年4月6日 至 2019年10月7日）
【ファンド名】	C A Mインドシナ5カ国ファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 杉本 年史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目 1 3 番 7 号
【事務連絡者氏名】	飯塚 英夫
【連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目 1 3 番 7 号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産(投資 信託証券(資産複合 (株式・債券))) 資産複合（ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり なし

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券)))	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外の資産（ファミリーファンド方式による投資信託証券）を通じて、主として株式および債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）））」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

上記商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

<ファンドの特色>

今後、高い経済成長が期待できるインドシナ諸国の株式等に投資します。同地域の特色は、

- ①生産拠点への期待…… 日本と同様の「生産ピラミッド」が完成しています。
- ②地理的に重要な地域 … インド・中国の巨大市場の近隣に位置している地理条件であり、ミャンマー～ベトナムを結ぶ東西経済回廊の開通に象徴されるように、道路網の整備が進んでいます。
- ③豊富な労働力 …………… 勤勉、賢明かつ誠実な国民性と若い人口構成。
- ④親日的な地域 …………… 同地域の主な宗教は仏教で日本に対する好感度も高く、親日的な地域です。

<ファンドの仕組み>



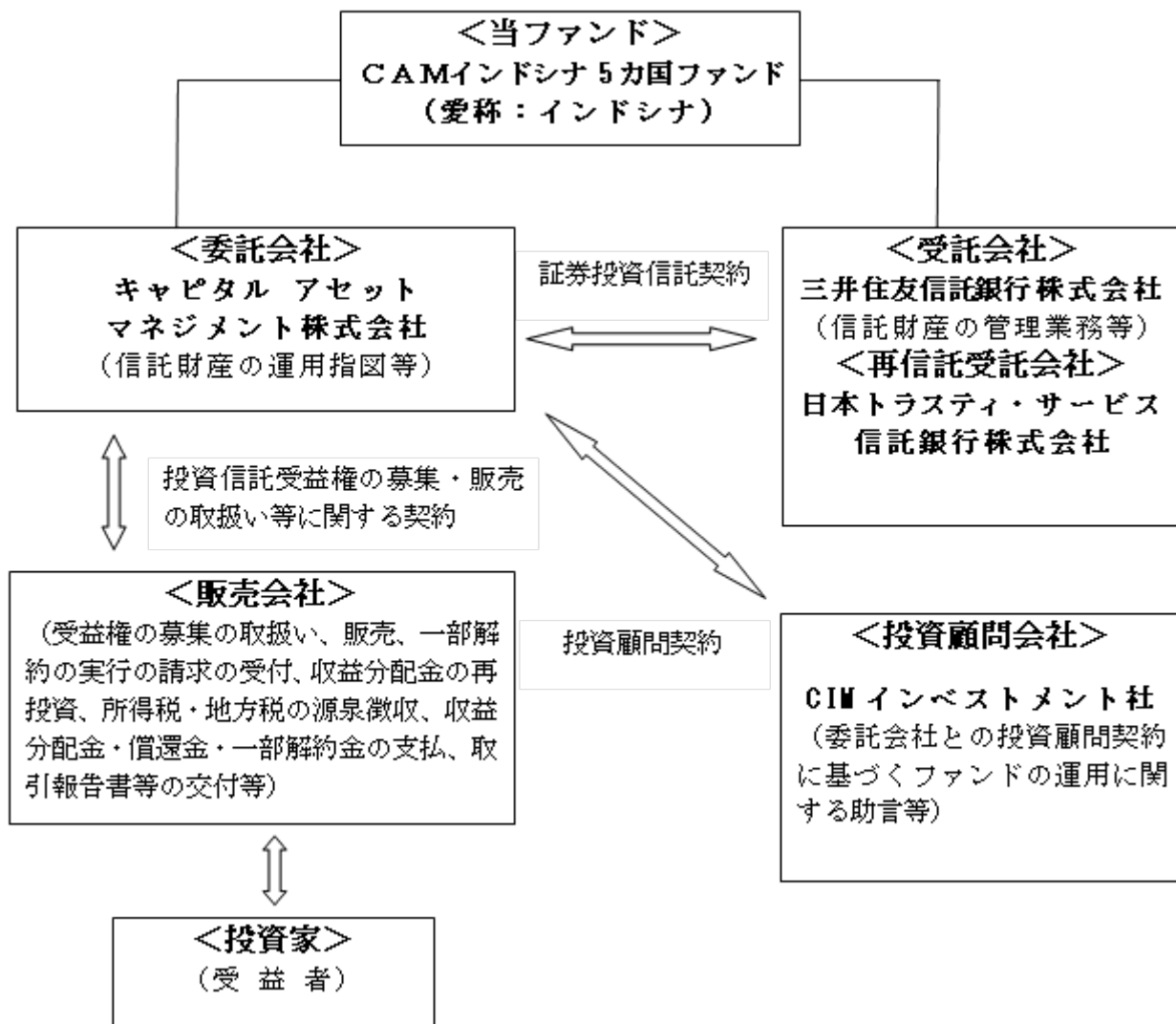
※関連企業とは、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー 5か国で営業を行う、もしくはベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー 5か国の経済動向から影響を受ける企業をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年4月5日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

八．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

二．CIMインベストメント社（「投資顧問会社」）

委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、ファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2019年11月末現在）

資本金 280百万円
発行済株式の総数 8,595株

ロ．委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立
平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
平成19年9月 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第383号
平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に
商号変更
平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

八．大株主の状況（2019年11月末現在）

発行済株式の総数（a） および資本金	8,595株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)（普通株式）	比率 (b/a)
キャピタル フィナンシャル ホールディングス株式会社	東京都千代田区内神田 1-13-7	8,595株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の株式、及びベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の関連企業の株式等を主要投資対象とします。関連企業とは、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国で営業を行なう、もしくはベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の経済動向から影響を受ける企業をいいます。また「ベトナム関連株マザーファンド」を組み入れる場合があります。

投資態度

- イ．ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の株式、及びベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の関連企業の株式等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ロ．上記5か国の株式および5か国の関連企業の株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ニ．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券

- ロ．デリバティブ取引に係る権利

- ハ．約束手形

- ニ．金銭債権

- 2．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「ベトナム関連株・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書

- 2．国債証券

- 3．地方債証券

- 4．特別の法律により法人の発行する債券

- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

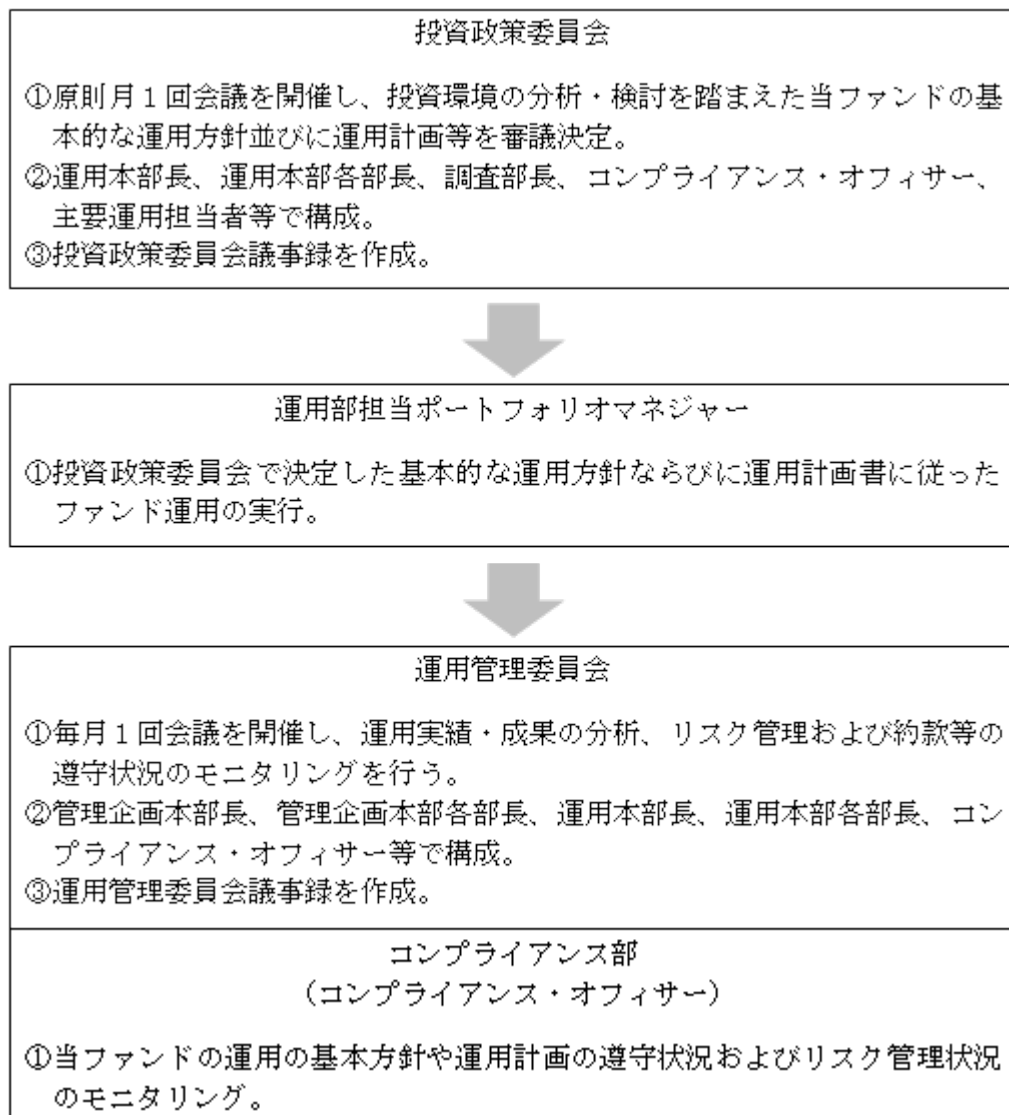
（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。

なお、当ファンドは投資顧問会社（CIMインベストメント社）によるファンドの運用に関する助言を受けております。



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、プロダクト・マネジメント部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程、利益相反管理規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

投資顧問会社：定期的に投資顧問会社の経営状態、運用体制やリスク管理体制、ファンドの運用のための情報および助言等の執行状況の調査・チェックを行います。

（注）運用体制は2019年11月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回（原則として毎年4月5日、10月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

株式等への投資は、制限を設けません。

債券への投資を行う場合があります。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。

外貨建資産への投資は制限を設けません。

デリバティブ取引等に係る投資制限については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資方針

< ベトナム関連株・マザーファンド >

主として、ベトナムで設立された企業やベトナムの証券取引所に上場されている企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な元本の成長を追求します。

銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や 資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主にベトナム・ドン、カンボジア・リエル、ラオス・キープ、タイ・バーツ、ミャンマー・チャット建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外の株式に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国であるベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー5か国の政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

（２）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

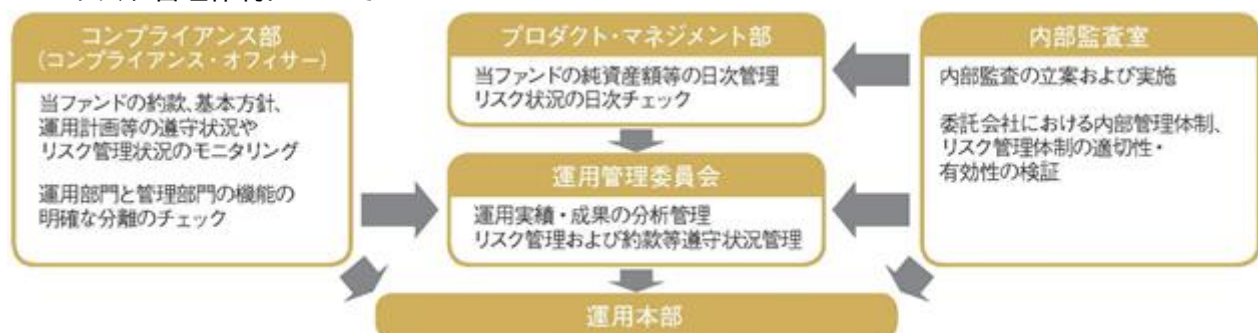
その他の留意点

当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

（３）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

コンプライアンス部

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス部で投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、社長への報告を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は2019年11月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考）投資顧問会社のリスク管理体制

CIMインベストメント社

コンプライアンス

投資顧問会社には専任のコンプライアンス・オフィサーが在籍し、取締役も兼任しております。コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス担当職員は、広範なモニタリング・プログラムを実行することにより、投資顧問会社が係るすべての活動が法令に定められた規制や規則を遵守するよう図っております。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス報告を年4回取締役会に提出しております。また、投資顧問会社は外部のコンサルタントを利用することで、コンプライアンス機能をサポートし、適宜、社内の規定や手続きに関する妥当性や有効性について外部のチェックを受けております。

リスク管理

投資顧問会社の最高投資責任者は、ポートフォリオが規定の範囲内で運用され、リスク管理プロセス及び投資顧問会社が採用する手続きに従って確実に運用されているか、モニターする義務を負っております。最高経営責任者、コンプライアンス・オフィサー及び最高投資責任者で構成される経営管理委員会は、月に一度開かれ、社内のリスク管理のあらゆる面を精査しております。最高経営責任者とコンプライアンス・オフィサーは投資顧問会社の取締役会のメンバーであり、取締役会においても年4回社内のリスク管理について見直しております。

（注）投資顧問会社のリスク管理体制は2019年11月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

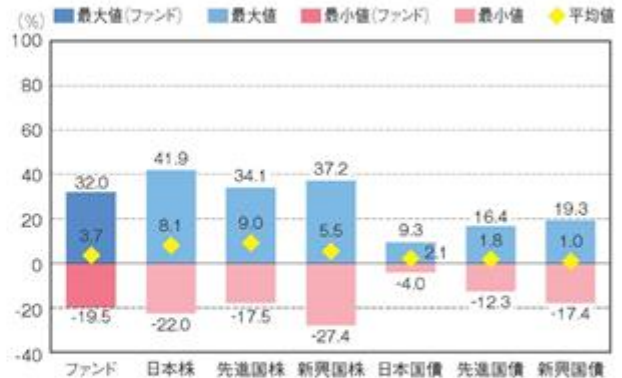
(2014年12月～2019年11月)



* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年12月～2019年11月)



* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から選り出して算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

なお、JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年2.266%（税抜 2.06%）

信託報酬の配分は、次の通り(税抜)となります。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

委託会社	年1.10%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.90%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

上記の信託報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前各項の諸経費の他、以下に定める費用（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

- １．法律顧問に対する報酬および費用
- ２．法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
- ４．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ５．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ６．投資信託振替制度に係る手数料および費用
- ７．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）

委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができます。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

１．個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確

定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われま

す。
2016年1月1日以降、解約時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

なお、特定公社債(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益(譲渡益)については、軽減税率が適用され、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

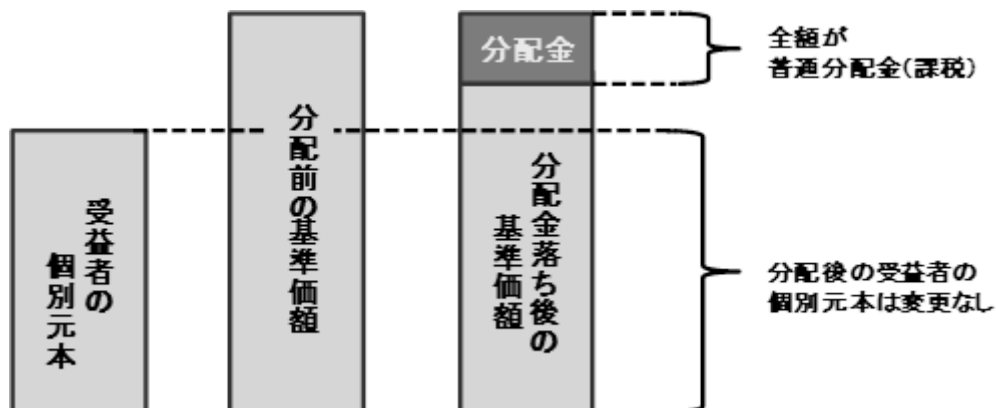
- イ. 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が個別元本となります。
- ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

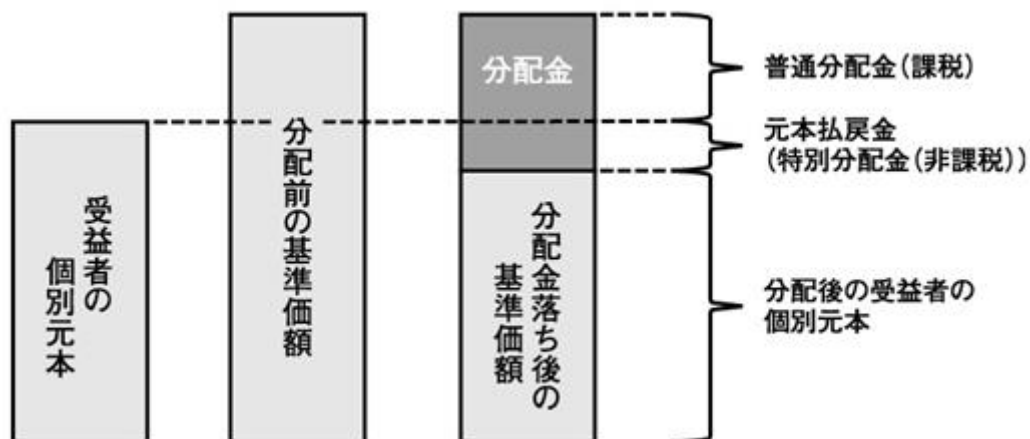
- イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。
- ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

上図はあくまでイメージ図ですので、個別元本・基準価額・分配金の各水準等を示唆するものではありません。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス： <http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「CAMインドシナ5カ国ファンド」

(2019年11月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	55,233,612	47.07
内 タイ	53,829,762	45.87
内 シンガポール	1,403,850	1.20
親投資信託受益証券	60,603,551	51.64
内 日本	60,603,551	51.64
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,509,366	1.29
純資産総額	117,346,529	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「ベトナム関連株・マザーファンド」

(2019年11月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	229,241,575	91.80
内 ベトナム	229,241,575	91.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	20,489,428	8.20
純資産総額	249,731,003	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「CAMインドシナ5カ国ファンド」

投資有価証券明細

(2019年11月29日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率
1	ベトナム関連株・マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券 -	20,863,244	2.8346 59,141,037	2.9048 60,603,551	51.64%
2	Advanced Info Service PCL	タイ・パーツ タイ	株式 電気通信サービス	14,900	224.00 3,337,600	219.00 3,263,100	10.07%
3	Bangkok Dusit Medical Services	タイ・パーツ タイ	株式 ヘルスケア機器・サービス	122,000	23.60 2,879,200	24.60 3,001,200	9.26%
4	Land and Houses PCL	タイ・パーツ タイ	株式 不動産	250,000	9.55 2,387,500	9.90 2,475,000	7.64%
5	Bangkok Bank PCL	タイ・パーツ タイ	株式 銀行	12,600	165.50 2,085,300	178.00 2,242,800	6.92%
6	AP Thailand PLC	タイ・パーツ タイ	株式 不動産	230,000	6.50 1,495,000	6.70 1,541,000	4.75%
7	Bumrungrad Hospital PCL	タイ・パーツ タイ	株式 ヘルスケア機器・サービス	10,000	122.50 1,225,000	135.50 1,355,000	4.18%
8	Diamond Building Products PCL	タイ・パーツ タイ	株式 素材	160,000	5.95 952,000	6.20 992,000	3.06%
9	Yoma Strategic Holdings Ltd	シンガポール・ドル シンガポール	株式 資本財	50,000	0.31 15,750	0.35 17,500	1.20%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2019年11月29日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	ヘルスケア機器・サービス	13.44
		不動産	12.39
		電気通信サービス	10.07
		銀行	6.92
		素材	3.06
		資本財	1.20
	小計		47.07
親投資信託受益証券	国内	-	51.64
	小計		51.64
合 計（対純資産総額比）			98.71

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

（参考）「ベトナム関連株・マザーファンド」
投資有価証券明細

(2019年11月29日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率
1	Donghai Joint Stock Co Of Bentre	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	250,527	32,000.00 8,016,864,000	39,300.00 9,845,711,100	18.53%
2	FPT Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 テクノロジー・ハードウェア および機器	117,107	52,400.00 6,136,406,800	56,000.00 6,557,992,000	12.34%
3	Bank for Foreign Trade of Viet	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	67,000	76,800.00 5,145,600,000	85,300.00 5,715,100,000	10.76%
4	Saigon Beer Alcohol Beverage C	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	23,000	254,282.50 5,848,497,607	230,000.00 5,290,000,000	9.96%
5	HDBank	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	145,000	26,350.00 3,820,750,000	26,150.00 3,791,750,000	7.14%
6	Masan Group Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	52,000	77,100.00 4,009,200,000	69,500.00 3,614,000,000	6.80%
7	Dat Xanh Group Joint Stock Company	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	249,165	13,485.71 3,360,168,000	14,000.00 3,488,310,000	6.57%
8	Phu Nhuan Jewelry JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 耐久消費財・アパレル	40,000	84,900.00 3,396,000,000	81,100.00 3,244,000,000	6.11%
9	Viet Nam Dairy Products JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	18,243	124,900.00 2,278,550,700	122,100.00 2,227,470,300	4.19%
10	SSI Securities Corporation	ベトナム・ドン ベトナム	株式 各種金融	100,000	22,200.00 2,220,000,000	19,850.00 1,985,000,000	3.74%
11	Vinhomes JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	12,000	84,200.00 1,010,400,000	91,600.00 1,099,200,000	2.07%
12	Superdong Fast Ferry Kien Gian	ベトナム・ドン ベトナム	株式 運輸	90,552	11,450.00 1,036,820,400	11,100.00 1,005,127,200	1.89%
13	Viet Capital Securities JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 各種金融	27,250	36,100.00 983,725,000	33,400.00 910,150,000	1.71%
14	Vingroup JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	7	121,900.00 853,300	115,700.00 809,900	0.00%
15	Vietnam Container Shipping JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 運輸	6	29,200.00 175,200	24,200.00 145,200	0.00%
16	Hoa Sen Group	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	5	6,600.00 33,000	7,630.00 38,150	0.00%

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2019年11月29日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	食品・飲料・タバコ	20.95
		素材	18.53
		銀行	17.89
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.34
		不動産	8.64
		耐久消費財・アパレル	6.11
		各種金融	5.45
		運輸	1.89
	小計		91.80
合 計（対純資産総額比）			91.80

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (2013年10月7日)	460,713,247	460,713,247	0.8901	0.8901
第2計算期間末日 (2014年4月7日)	364,464,759	366,381,160	0.9509	0.9559
第3計算期間末日 (2014年10月6日)	282,771,642	296,286,290	1.0462	1.0962
第4計算期間末日 (2015年4月6日)	225,873,329	236,758,282	1.0375	1.0875
第5計算期間末日 (2015年10月5日)	171,988,486	171,988,486	0.9183	0.9183
第6計算期間末日 (2016年4月5日)	146,177,879	146,177,879	0.9012	0.9012
第7計算期間末日 (2016年10月5日)	126,426,987	126,426,987	0.9202	0.9202
第8計算期間末日 (2017年4月5日)	132,123,010	132,123,010	0.9991	0.9991
第9計算期間末日 (2017年10月5日)	131,614,559	134,128,638	1.0470	1.0670
第10計算期間末日 (2018年4月5日)	152,133,356	154,714,528	1.1788	1.1988
第11計算期間末日 (2018年10月5日)	131,189,661	133,593,245	1.0916	1.1116
第12計算期間末日 (2019年4月5日)	119,980,464	119,980,464	0.9780	0.9780
第13計算期間末日 (2019年10月7日)	114,862,392	114,862,392	0.9455	0.9455
2018年 11月末日	118,547,466	-	0.9772	-
12月末日	111,965,987	-	0.9244	-
2019年 1月末日	114,334,936	-	0.9421	-
2月末日	120,477,097	-	0.9905	-
3月末日	117,427,158	-	0.9662	-
4月末日	119,935,134	-	0.9857	-
5月末日	116,208,723	-	0.9579	-
6月末日	117,092,057	-	0.9646	-
7月末日	119,853,771	-	0.9751	-
8月末日	113,286,081	-	0.9374	-
9月末日	118,318,883	-	0.9757	-
10月末日	118,569,255	-	0.9861	-
11月末日	117,346,529	-	0.9825	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0050
第3計算期間	0.0500
第4計算期間	0.0500
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0200
第10計算期間	0.0200
第11計算期間	0.0200
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	11.0
第2計算期間	7.4
第3計算期間	15.3
第4計算期間	3.9
第5計算期間	11.5
第6計算期間	1.9
第7計算期間	2.1
第8計算期間	8.6
第9計算期間	6.8
第10計算期間	14.5
第11計算期間	5.7
第12計算期間	10.4
第13計算期間	3.3

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。ただし、第1期計算期間の収益率は、額面価額を基準に算出しております。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	643,388,834	125,791,403	517,597,431
第2計算期間	15,949,516	150,266,734	383,280,213
第3計算期間	11,898,245	124,885,484	270,292,974
第4計算期間	16,468,069	69,061,964	217,699,079
第5計算期間	26,096,250	56,512,128	187,283,201
第6計算期間	4,912,073	29,992,554	162,202,720
第7計算期間	5,500,308	30,317,631	137,385,397
第8計算期間	6,857,411	12,006,552	132,236,256
第9計算期間	5,033,811	11,566,096	125,703,971
第10計算期間	22,859,573	19,504,928	129,058,616
第11計算期間	6,936,664	15,816,067	120,179,213
第12計算期間	6,714,536	4,219,985	122,673,764
第13計算期間	4,456,820	5,651,109	121,479,475

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

基準日：2019年11月29日

■基準価額・純資産の推移

2013年4月5日(設定日)～2019年11月29日



基準価額	9,825円
純資産総額	1.17億円

■分配の推移

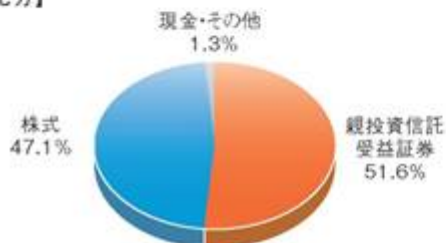
決算日	分配金額
2017年10月5日	200円
2018年4月5日	200円
2018年10月5日	200円
2019年4月5日	0円
2019年10月7日	0円
設定来累計	1,650円

1万口あたり/税引き前

※最近5期分の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況

【資産配分】



【組入比率(国別構成比率)】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、組入比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

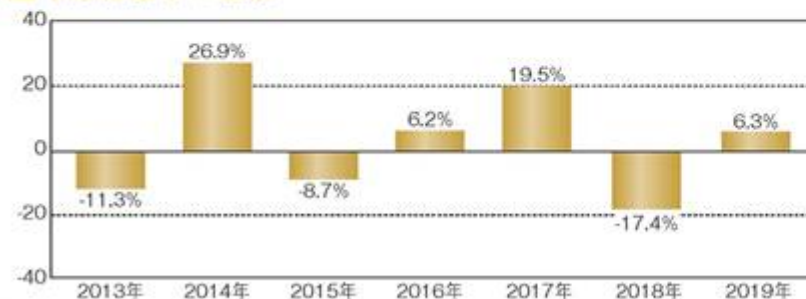
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位10銘柄】

組入銘柄数：24銘柄

銘柄名	国	業種	投資比率
アドバンスト・インフォ・サービス	タイ	電気通信サービス	10.1%
ドンハイ・ベンチャー	ベトナム	素材	9.6%
バンコク・ドゥシット・メディカル・サービス	タイ	ヘルスケア機器・サービス	9.3%
ランド・アンド・ハウズ	タイ	不動産	7.6%
バンコク銀行	タイ	銀行	6.9%
FPT	ベトナム	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.4%
ベトナム外資銀行 (ベトナムバンク)	ベトナム	銀行	5.6%
サイゴンビール・アルコール飲料総公社	ベトナム	食品・飲料・タバコ	5.1%
APタイランド	タイ	不動産	4.8%
バムルンラード病院	タイ	ヘルスケア機器・サービス	4.2%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2013年:設定時(2013年4月5日)から年末までの収益率

※2019年:年初から11月末までの11ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、タイ、ベトナムのいずれかの国の銀行または証券取引所の休業日、及びニューヨークの銀行休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。また、ベトナムの旧正月（テト）の前1週間については、受付を行わない場合があります。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、タイ、ベトナムのいずれかの国の銀行または証券取引所の休業日、及びニューヨークの銀行休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。また、ベトナムの旧正月（テト）の前1週間については、受付を行わない場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・ 電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌々営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インドシナ）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日から信託約款第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、または第53条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年4月6日から10月5日、及び10月6日から翌年4月5日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

信託の終了

イ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ロ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- 二．上記ロ．の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．上記ロ．から二．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．から二．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- 二．上記ロ．の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからでも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該計算期間の末日ごとおよび信託終了時に当該信託財産の運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を後記照会先のアドレスに掲載します。

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「3 資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用をうけません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2019年4月6日から2019年10月7日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

1【財務諸表】

【CAMインドシナ5カ国ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期計算期間 (2019年4月5日現在)	第13期計算期間 (2019年10月7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,788,559	2,451,746
コール・ローン	5,787,331	4,205,956
株式	58,522,186	51,483,705
親投資信託受益証券	54,822,972	59,141,037
未収配当金	461,687	-
流動資産合計	122,382,735	117,282,444
資産合計	122,382,735	117,282,444
負債の部		
流動負債		
未払解約金	97	6,169
未払受託者報酬	38,030	38,421
未払委託者報酬	1,269,144	1,282,462
その他未払費用	1,095,000	1,093,000
流動負債合計	2,402,271	2,420,052
負債合計	2,402,271	2,420,052
純資産の部		
元本等		
元本	122,673,764	121,479,475
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,693,300	6,617,083
（分配準備積立金）	15,290,203	14,612,617
元本等合計	119,980,464	114,862,392
純資産合計	119,980,464	114,862,392
負債純資産合計	122,382,735	117,282,444

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期計算期間 (自 2018年10月6日 至 2019年 4月5日)	第13期計算期間 (自 2019年 4月6日 至 2019年10月7日)
営業収益		
受取配当金	546,929	1,470,039
受取利息	2,853	7,098
有価証券売買等損益	12,091,294	2,574,608
為替差損益	363,576	343,170
営業収益合計	11,177,936	1,440,641
営業費用		
支払利息	806	1,084
受託者報酬	38,030	38,421
委託者報酬	1,269,144	1,282,462
その他費用	1,296,258	1,286,275
営業費用合計	2,604,238	2,608,242
営業利益又は営業損失（ ）	13,782,174	4,048,883
経常利益又は経常損失（ ）	13,782,174	4,048,883
当期純利益又は当期純損失（ ）	13,782,174	4,048,883
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の 分配額（ ）	428,546	136,978
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,010,448	2,693,300
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,279	139,807
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	139,807
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	18,279	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	368,399	151,685
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	368,399	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	151,685
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,693,300	6,617,083

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間の取扱い 2019年10月5日及びその翌日が休日のため、第13期計算期間末日を2019年10月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期計算期間 (2019年4月5日現在)	第13期計算期間 (2019年10月7日現在)
1. 期首元本額	120,179,213円	122,673,764円
期中追加設定元本額	6,714,536円	4,456,820円
期中一部解約元本額	4,219,985円	5,651,109円
2. 計算期間末日における受益権の総数	122,673,764口	121,479,475口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,693,300円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,617,083円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第12期計算期間 (自 2018年10月6日 至 2019年 4月5日)	第13期計算期間 (自 2019年 4月6日 至 2019年10月7日)
1. その他費用の内訳	主に、印刷費用879,000円及び監査費用216,000円であります。	主に、印刷費用877,000円及び監査費用216,000円であります。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,362,506円）及び分配準備積立金（15,290,203円）より分配対象額は20,652,709円（1口当たり0.168355円）であります。なお、分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,857,590円）及び分配準備積立金（14,612,617円）より分配対象額は20,470,207円（1口当たり0.168508円）であります。なお、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第13期計算期間 (自 2019年 4月6日 至 2019年10月7日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、預金・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。また、プロダクト・マネジメント部は、運用に関するリスク管理を行っております。運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期計算期間及び 第13期計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有 価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「デ リバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似している ため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま す。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12期計算期間 (2019年4月5日現在)	第13期計算期間 (2019年10月7日現在)
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	3,291,551	3,696,960
親投資信託受益証券	7,981,054	1,818,065
合計	11,272,605	1,878,895

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第12期計算期間 (2019年4月5日現在)	第13期計算期間 (2019年10月7日現在)
1口当たり純資産額	0.9780円	0.9455円
(1万口当たり純資産額)	(9,780円)	(9,455円)

(4)【附属明細表】

有価証券明細表（2019年10月7日現在）

イ．株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
シンガポール・ドル	Yoma Strategic Holdings Ltd	50,000	0.315	15,750.00	
シンガポール・ドル	小計	50,000		15,750.00 (1,218,105)	
タイ・パーツ	Bangkok Bank PCL	12,600	165.500	2,085,300.00	
	Advanced Info Service PCL	14,900	224.000	3,337,600.00	
	Land and Houses PCL	250,000	9.550	2,387,500.00	
	AP Thailand PLC	230,000	6.500	1,495,000.00	
	Bangkok Dusit Medical Services	122,000	23.600	2,879,200.00	
	Bumrungrad Hospital PCL	10,000	122.500	1,225,000.00	
	Diamond Building Products PCL	160,000	5.950	952,000.00	
タイ・パーツ	小計	799,500		14,361,600.00 (50,265,600)	
合計		849,500		51,483,705 (51,483,705)	

(注1) 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ベトナム関連株・マザーファンド	20,863,244	59,141,037	
親投資信託受益証券	合計	20,863,244	59,141,037	
合計		20,863,244	59,141,037	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	1.1%	2.4%
タイ・パーツ	株式 7銘柄	43.8%	97.6%

(注) 組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ベトナム関連株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ベトナム関連株・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	2019年4月5日現在	2019年10月7日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	824,461	2,358,991
コール・ローン	9,748,471	3,029,614
株式	237,865,456	242,657,509
未収配当金	1,162,512	460,000
流動資産合計	249,600,900	248,506,114
資産合計	249,600,900	248,506,114
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	90,882,580	87,665,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	158,718,320	160,841,035
元本等合計	249,600,900	248,506,114
純資産合計	249,600,900	248,506,114
負債純資産合計	249,600,900	248,506,114

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2019年4月5日現在	2019年10月7日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	88,897,885円	90,882,580円
同期中における追加設定元本額	13,652,029円	10,871,855円
同期中における一部解約元本額	11,667,334円	14,089,356円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
アセアンCAM-VIPファンド	30,256,024円	36,117,673円
CAMインドシナ5カ国ファンド	19,961,758円	20,863,244円
アセアンワールド ファンド	36,629,129円	30,684,162円
CAMアセアン7ファンド	574,548円	- 円
アセアン7ファンド(2015.04)	3,461,121円	- 円
(一般投資家私募・適格機関投資家 転売制限付)		
計	90,882,580円	87,665,079円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	90,882,580口	87,665,079口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年 4月6日 至 2019年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、預金・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。また、プロダクト・マネジメント部は、運用に関するリスク管理を行っております。運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年4月5日現在及び 2019年10月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	2019年4月5日現在	2019年10月7日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	14,660,309	11,791,553
合計	14,660,309	11,791,553

（注）当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2019年4月5日現在	2019年10月7日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	2,7464円	2,8347円
(1万口当たり純資産額)	(27,464円)	(28,347円)

(3) 附属明細表

有価証券明細表（2019年10月7日現在）

イ．株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
ベトナム・ドン	Refrigeration Electrical Engin	134,550	37,400.000	5,032,170,000.00	
	Viet Nam Dairy Products JSC	18,243	128,600.000	2,346,049,800.00	
	FPT Corp	117,107	56,800.000	6,651,677,600.00	
	SSI Securities Corporation	100,000	21,600.000	2,160,000,000.00	
	Vingroup JSC	7	118,000.000	826,000.00	
	Vietnam Container Shipping JSC	6	27,050.000	162,300.00	
	Hoa Sen Group	5	7,360.000	36,800.00	
	Donghai Joint Stock Co Of Bentre	250,527	34,700.000	8,693,286,900.00	
	Dat Xanh Group Joint Stock Company	249,165	16,700.000	4,161,055,500.00	
	Masan Group Corp	52,000	77,400.000	4,024,800,000.00	
	Bank for Foreign Trade of Viet	67,000	83,000.000	5,561,000,000.00	
	Phu Nhuan Jewelry JSC	40,000	80,300.000	3,212,000,000.00	
	Vinhomes JSC	12,000	89,200.000	1,070,400,000.00	
	Superdong Fast Ferry Kien Gian	90,552	10,800.000	977,961,600.00	
	Vietjet Aviation JSC	28,560	137,600.000	3,929,856,000.00	
	Viet Capital Securities JSC	27,250	34,600.000	942,850,000.00	
	HDBank	145,000	27,500.000	3,987,500,000.00	
ベトナム・ドン 小計		1,331,972		52,751,632,500.00 (242,657,509)	
合計		1,331,972		242,657,509 (242,657,509)	

(注1)各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ベトナム・ドン	株式 17銘柄	97.6%	100.0%

(注)組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「CAMインドシナ5カ国ファンド」

(2019年11月29日現在)

資産総額	118,061,710円
負債総額	715,181円
純資産総額（ - ）	117,346,529円
発行済数量	119,432,261口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9825円

(参考)「ベトナム関連株・マザーファンド」

(2019年11月29日現在)

資産総額	249,731,003円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	249,731,003円
発行済数量	85,972,842口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.9048円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（2019年11月末現在）

（1）資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行可能な株式総数

40,000株

発行済株式総数

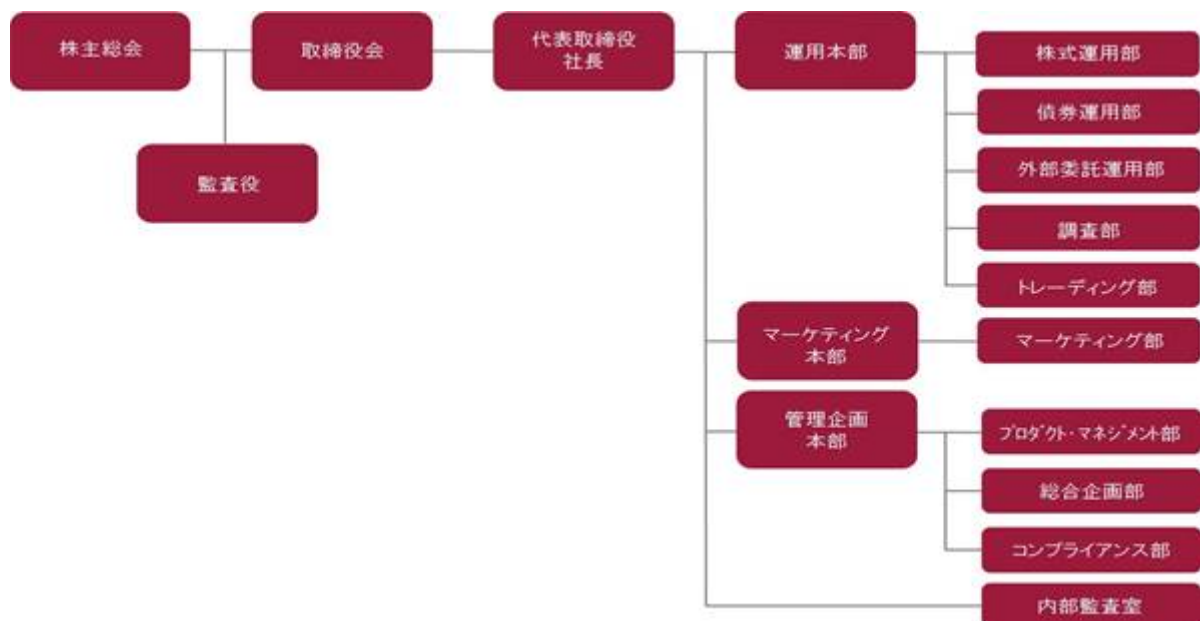
8,595株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図

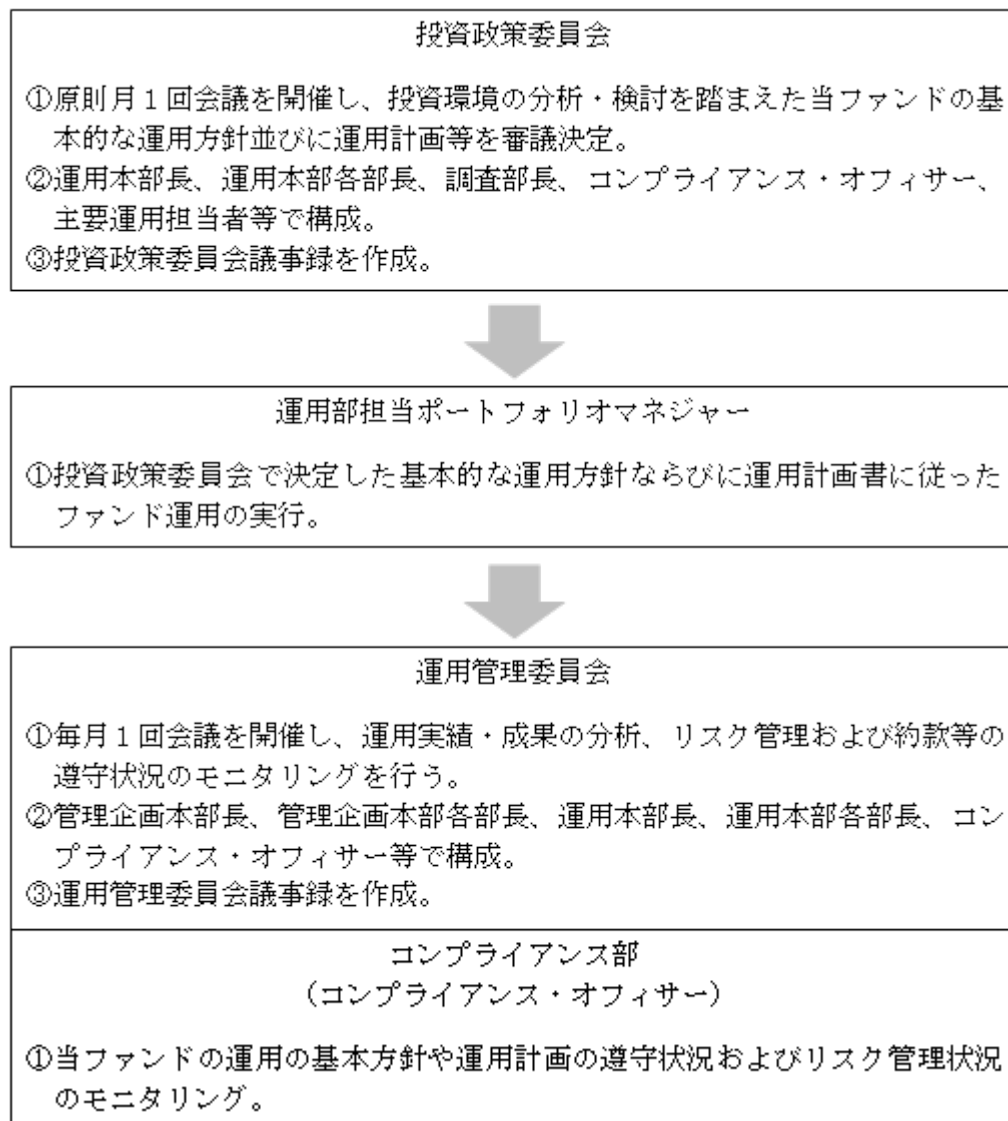


（注）上記組織は、2019年11月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後1年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2019年11月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2019年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	17本	32,901百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成30年 3 月31日)		当事業年度 (平成31年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			247,071		226,169
2 未収委託者報酬			60,819		59,588
3 未収運用受託報酬			102,790		2,244
4 立替金			12,348		8,402
5 前払費用			5,157		5,162
6 預け金			500		-
7 その他			22		1,272
流動資産合計			428,710		302,838
固定資産					
1 有形固定資産	1		9,840		11,886
(1) 建物		2,826		2,349	
(2) 器具備品		2,490		5,949	
(3) リース資産		4,524		3,588	
2 無形固定資産			3,552		2,552
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		3,500		2,500	
3 投資その他の資産			86,594		69,618
(1) 投資有価証券		75,695		59,088	
(2) 敷金		10,898		10,530	
固定資産合計			99,987		84,057
資産合計			528,698		386,896

		前事業年度 (平成30年 3 月31日)		当事業年度 (平成31年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			13,569		6,807
2 未払代行手数料			29,632		29,337
3 未払費用			73,205		6,059
4 未払法人税等			76,087		2,167
5 未払消費税等			8,286		-
6 賞与引当金			9,500		5,400
7 預り金			3,473		4,435
8 リース債務			970		994
流動負債合計			214,724		55,202
固定負債					
1 長期未払金			2,229		2,229
2 繰延税金負債			474		-
3 退職給付引当金			-		1,811
4 リース債務			3,951		2,956
固定負債合計			6,654		6,997
負債合計			221,379		62,199
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			55,251		26,243
(1) 資本準備金		55,251		26,243	
3 利益剰余金			29,008		20,363
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		29,008		20,363	
株主資本合計			306,243		326,606
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金			1,075		1,910
評価・換算差額等合計			1,075		1,910
純資産合計			307,318		324,696
負債及び純資産合計			528,698		386,896

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			845,980		694,849
2 運用受託報酬			281,016		44,978
営業収益合計			1,126,996		739,828
営業費用					
1 支払手数料	1		452,862		301,333
2 広告宣伝費			14,694		8,569
3 調査費			32,371		30,733
4 委託計算費			22,393		25,752
5 営業雑経費			17,933		23,397
(1) 通信費		1,657		2,142	
(2) 協会費		1,419		1,381	
(3) 印刷費		14,855		19,873	
営業費用合計			540,255		389,786
一般管理費					
1 給料			182,104		192,022
(1) 役員報酬		44,361		44,690	
(2) 給料・手当		96,486		113,410	
(3) 賞与		6,865		5,187	
(4) 賞与引当金繰入額		9,500		5,400	
(5) 退職給付費用		4,581		2,181	
(6) 法定福利費		20,308		21,152	
2 旅費交通費			6,157		6,010
3 租税公課			8,307		4,002
4 不動産賃借料	1		14,758		19,402
5 減価償却費			5,493		5,137
6 業務委託費	1		119,821		70,731
7 その他一般管理費			15,781		28,684
一般管理費合計			352,424		325,990
営業利益			234,316		24,051
営業外収益					
1 受取利息			9		9
2 受取配当金			1,205		-
3 不動産賃貸料収入	1		638		-
4 調査業務受託収入			-		960
5 為替差益			-		567
6 雑収入			1		220
営業外収益合計			1,854		1,757
営業外費用					

1 支払利息			21		112
2 為替差損			2,127		-
3 雑損失			-		0
営業外費用合計			2,148		112
経常利益			234,022		25,696
特別利益					
1 投資有価証券償還益			-		180
特別利益合計			-		180
特別損失					
1 固定資産除却損	2		6,017		73
2 投資有価証券売却損			-		1,261
3 訴訟損失			2,522		-
特別損失合計			8,540		1,334
税引前当期純利益			225,482		24,542
法人税、住民税及び事業税			73,717		290
当期純利益			151,764		24,252

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	180,772	154,478	2,458
当期変動額				-	
当期純利益			151,764	151,764	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-	3,533
当期変動額合計			151,764	151,764	3,533
当期末残高	280,000	55,251	29,008	306,243	1,075

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・ 換算差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金			
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	55,251		29,008		306,243	1,075
当期変動額							
資本準備金から その他資本剰余金への 振替		29,008	29,008				
欠損填補			29,008	29,008			
自己株式の取得					3,888	3,888	
自己株式の消却			3,888		3,888		
当期純利益				24,252		24,252	
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への 振替			3,888	3,888			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							2,985
当期変動額合計		29,008		49,371		20,363	2,985
当期末残高	280,000	26,243		20,363		326,606	1,910

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2 固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>５年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>４年～５年</td> </tr> </table> （２）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。 （３）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	５年～15年	器具備品	４年～５年
建物	５年～15年				
器具備品	４年～５年				
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。 なお、退職給付引当金は平成30年10月1日、株式移転による共同持株会社の設立に伴う従業員の転籍により退職一時金制度を整備し、計上することといたしました。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（１）消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 （２）連結納税制度の適用 平成30年10月1日から連結納税制度を適用しております。				

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年１月１日以降開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

（２）適用予定日

令和４年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成30年３月31日)	当事業年度 (平成31年３月31日)												
１．有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>1,546千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,786千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>156千円</td></tr> </table> ２．係争事件 当社のファンド運用に関して投資顧問契約を締結していた助言会社「ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド」社からの報酬支払履行の訴訟に関して、平成30年４月10日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立てを不受理とする決定を行ったことから、本係争事件は終結し、総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払を命じる判決が確定しております。	建物	1,546千円	器具備品	7,786千円	リース資産	156千円	１．有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>2,023千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,014千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>1,092千円</td></tr> </table>	建物	2,023千円	器具備品	8,014千円	リース資産	1,092千円
建物	1,546千円												
器具備品	7,786千円												
リース資産	156千円												
建物	2,023千円												
器具備品	8,014千円												
リース資産	1,092千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)	当事業年度 (自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日)														
１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>168,949千円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>110,205千円</td></tr> <tr> <td>不動産賃貸料収入</td><td>638千円</td></tr> </table> ２．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>6,017千円</td></tr> </table>	支払手数料	168,949千円	業務委託費	110,205千円	不動産賃貸料収入	638千円	ソフトウェア	6,017千円	１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>58,908千円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>53,389千円</td></tr> </table> ２．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>73千円</td></tr> </table>	支払手数料	58,908千円	業務委託費	53,389千円	器具備品	73千円
支払手数料	168,949千円														
業務委託費	110,205千円														
不動産賃貸料収入	638千円														
ソフトウェア	6,017千円														
支払手数料	58,908千円														
業務委託費	53,389千円														
器具備品	73千円														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	110	8,595
合計	8,705	-	110	8,595
自己株式				
普通株式	-	110	110	-
合計	-	110	110	-

(注) 当社及びキャピタル・パートナーズ証券(株)は株式移転方式による共同持株会社を平成30年10月1日に設立いたしました。株式移転に関して行使される会社法806条1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって、自己株式を取得し、同日消却いたしました。

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月11日 定時株主総会	普通株式	40,396	その他資本剰余金及び利益剰余金	4,700	平成31年 3月31日	令和元年 7月30日

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通話録音装置付電話機一式であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	247,071	247,071	-
（２）未収委託者報酬	60,819	60,819	-
（３）未収運用受託報酬	102,790	102,790	-
（４）立替金	12,348	12,348	-
（５）預け金	500	500	-
（６）投資有価証券	75,695	75,695	-
（７）敷金	10,898	8,077	2,821
資産計	510,125	507,303	2,821
（１）未払金	13,569	13,569	-
（２）未払代行手数料	29,632	29,632	-
（３）未払費用	73,205	73,205	-
（４）未払法人税等	76,087	76,087	-
（５）未払消費税等	8,286	8,286	-
（６）預り金	3,473	3,473	-
（７）リース債務	4,921	4,902	19
負債計	209,175	209,156	19

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	226,169	226,169	-
（２）未収委託者報酬	59,588	59,588	-
（３）未収運用受託報酬	2,244	2,244	-
（４）立替金	8,402	8,402	-
（５）投資有価証券	59,088	59,088	-
（６）敷金	10,530	10,530	-
資産計	366,022	366,022	-
（１）未払金	6,807	6,807	-
（２）未払代行手数料	29,337	29,337	-
（３）未払費用	6,059	6,059	-
（４）未払法人税等	2,167	2,167	-
（５）預り金	4,435	4,435	-
（６）リース債務	3,951	3,949	1
負債計	52,759	52,757	1

（注１）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、立替金、預け金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

なお、当事業年度の敷金については、短期間で返還される見込みであることから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
長期未払金	2,229	2,229
合計	2,229	2,229

長期未払金については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	247,071	-	-	-
未収委託者報酬	60,819	-	-	-
未収運用受託報酬	102,790	-	-	-
立替金	12,348	-	-	-
預け金	500	-	-	-
合計	423,531	-	-	-

当事業年度（平成31年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	226,169	-	-	-
未収委託者報酬	59,588	-	-	-
未収運用受託報酬	2,244	-	-	-
立替金	8,402	-	-	-
敷金	10,510	-	-	20
合計	306,914	-	-	20

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	970	994	1,019	1,045	891	-
合計	970	994	1,019	1,045	891	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	994	1,019	1,045	891	-	-
合計	994	1,019	1,045	891	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	30,299	26,897	3,402
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,178	1,000	178
	小計	31,477	27,897	3,580
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	44,217	46,248	2,030
	小計	44,217	46,248	2,030
計		75,695	74,145	1,549

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	27,408	26,897	511
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	27,408	26,897	511
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	31,679	34,101	2,422
	小計	31,679	34,101	2,422
計		59,088	60,998	1,910

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております

2．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	8,732	-	1,261
計	8,732	-	1,261

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成30年10月1日、株式移転による共同持株会社の設立に伴う従業員の転籍により、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2．簡便法を適用した退職給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	千円 -	千円 -
退職給付費用	-	2,048
退職給付の支払額	-	236
退職給付引当金の期末残高	-	1,811

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	千円 -	千円 1,811
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	1,811
退職給付引当金	-	1,811
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	1,811

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度 - 千円	当事業年度 2,048千円
出向者に係る退職給付負担金等	-	132
合計	-	2,181

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	127,300	賞与引当金	1,653
賞与引当金	2,908	未払事業税	619
未払事業税	3,002	退職給付引当金	554
訴訟損失引当金	2,362	投資有価証券評価差額金	584
その他	1,404	繰越欠損金	123,177
繰延税金資産小計	136,978	その他	1,344
評価性引当額	136,978	繰延税金資産小計	127,934
繰延税金資産合計	-	税務上の繰越欠損金に	
繰延税金負債		係る評価性引当額（注1）	123,177
投資有価証券評価差額金	474	将来減算一時差異の合計に	
繰延税金負債合計	474	係る評価性引当額	4,757
		評価性引当額小計	127,934
		繰延税金資産合計	-

（注） 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	123,177	123,177
評価性引当額	-	-	-	-	-	123,177	123,177
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)	
法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入		交際費等永久に損金に算入	
されない項目	0.68%	されない項目	8.58%
住民税均等割	0.13%	住民税均等割	1.18%
評価性引当額	2.09%	評価性引当額の増減	39.23%
その他	1.07%	その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	32.69%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	1.18%

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

１．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成29年 4 月1日 至 平成30年 3 月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	581,817	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	150,124	投資運用業

当事業年度（自 平成30年 4 月1日 至 平成31年 3 月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	277,329	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	332,431	投資運用業

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ 証券㈱	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 94.8	業務委託	証券代 手数料の支払 (注1)	168,949	未払代 手数料	4,558
							業務委託費の 支払(注2)	110,205	-	-
							建物の賃貸 (注3)	638	-	-

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィ ナンシャル ホールディングス(株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	業務委託	業務委託費の 支払(注2)	18,480	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル・ パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	78,603	未払代行 手数料	2,778
							業務委託費の 支払(注2)	34,909	-	-
							調査業務受託 収入(注2)	960	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しており
ます。

(注2) 提供する業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

キャピタル・パートナーズ証券(株)は、平成30年10月1日の共同株式移転による持株会社(キャピタ
ル フィナンシャル ホールディングス(株))の設立までは当社の親会社でありました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

項目	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	35,303円68銭	37,777円39銭
1 株当たり当期純利益金額	17,434円22銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	2,803円68銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（ 注 1 ） 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（ 単位：千円 ）

項目	前事業年度 平成30年 3 月31日	当事業年度 平成31年 3 月31日
純資産の部の合計額	307,318	324,696
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	307,318	324,696
1 株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,705	8,595

（ 注 2 ） 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（ 単位：千円 ）

項目	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
当期純利益金額	151,764	24,252
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額	151,764	24,252
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705	8,650

（ 重要な後発事象に関する注記 ）

資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、令和元年 6 月11日開催の取締役会において、以下に記載のとおり資本準備金の額の減少並びに剰余金の配当について、第16回定時株主総会に上程することを決議し、同総会において決議されました。

1 . 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、剰余金の配当を目的として、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるとともに、これらを剰余金の配当に充当いたします。

2 . 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金26,243,187円を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振替えます。

3 . 剰余金の配当

令和元年 7 月30日において、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、剰余金の配当に充当いたします。

4 . 日程

取締役会決議	令和元年 6 月11日
株主総会決議（書面）	令和元年 6 月11日

債権者異議申述最終期日 令和元年 7 月26日

効力発生日 令和元年 7 月30日

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2019年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			178,222
2 未収委託者報酬			60,832
3 未収運用受託報酬			2,106
4 未収入金			12,257
5 立替金			9,125
6 前払費用			3,754
7 その他			12
流動資産合計			266,311
固定資産			
1 有形固定資産	1		8,458
（ 1 ）器具備品		5,338	
（ 2 ）リース資産		3,120	
2 無形固定資産			2,052
（ 1 ）電話加入権		52	
（ 2 ）ソフトウェア		2,000	
3 投資その他の資産			17,988
（ 1 ）投資有価証券		17,968	
（ 2 ）保証金		20	
固定資産合計			28,499
資産合計			294,811

		当中間会計期間 (2019年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			7,498
2 未払代行手数料			29,935
3 未払費用			5,816
4 未払法人税等			2,234
5 賞与引当金			4,950
6 預り金			2,947
7 リース債務			1,007
8 その他	2		2,300
流動負債合計			56,688
固定負債			
1 長期未払金			2,229
2 リース債務			2,450
3 退職給付引当金			3,875
固定負債合計			8,554
負債合計			65,242
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			2,385
(1) 資本準備金		2,385	
3 利益剰余金			52,817
(1) 利益準備金		1,653	
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		54,471	
株主資本合計			229,568
純資産合計			229,568
負債及び純資産合計			294,811

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			257,868
2 運用受託報酬			22,627
営業収益合計			280,495
営業費用			
1 支払手数料			123,351
2 広告宣伝費			1,261
3 調査費			12,842
4 委託計算費			12,622
5 営業雑経費			11,391
(1) 通信費		1,034	
(2) 協会費		685	
(3) 印刷費		9,671	
営業費用合計			161,468
一般管理費			
1 給料			98,966
(1) 役員報酬		18,300	
(2) 給料・手当		62,465	
(3) 賞与引当金繰入額		4,950	
(4) 退職給付費用		2,220	
(5) 法定福利費		11,030	
2 旅費交通費			2,047
3 租税公課			2,415
4 不動産賃借料			10,205
5 減価償却費			2,674
6 業務委託費			23,986
7 その他一般管理費			23,295
一般管理費合計			163,592
営業損失()			44,566

		当中間会計期間 (自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			1
2 雑収入			1,963
営業外収益合計			1,964
営業外費用			
1 支払利息			46
2 為替差損			147
営業外費用合計			194
経常損失（ ）			42,796
特別損失			
1 固定資産除却損			2,250
2 投資有価証券償還損			2,521
3 投資有価証券評価損			8,928
特別損失合計			13,700
税引前中間純損失（ ）			56,496
法人税、住民税及び事業税			145
中間純損失（ ）			56,641

（重要な会計方針）

項目	当中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年 （２）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。 （３）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（追加情報）

資本準備金の額の減少並びに剰余金の配当

2019年 6月11日開催の第16期定時株主総会の決議により、7月30日付けでその他資本準備金を26,243千円減少させ、その他資本剰余金に振替えた後、同日付でその他資本剰余金23,857千円、繰越利益剰余金16,539千円を原資とする総額40,396千円の配当を行っております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2019年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
器具備品	5,660千円
リース資産	1,560千円
2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	2,174千円
無形固定資産減価償却費額	499千円

（金融商品関係）

当中間会計期間(2019年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	178,222	178,222	—
(2) 未収委託者報酬	60,832	60,832	—
(3) 未収運用受託報酬	2,106	2,106	—
(4) 未収入金	12,257	12,257	—
(5) 立替金	9,125	9,125	—
(6) 投資有価証券	17,968	17,968	—
資産計	280,513	280,513	—
(1) 未払金	7,498	7,498	—
(2) 未払代行手数料	29,935	29,935	—
(3) 未払費用	5,816	5,816	—
(4) 未払法人税等	2,234	2,234	—
(5) 預り金	2,947	2,947	—
(6) リース債務	3,457	3,463	6
負債計	51,888	51,894	6

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収入金、(5)立替金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照
下さい。

負債

- (1)未払金、(2)未払代行手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6)リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期未払金（中間貸借対照表計上額2,229千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

- (有価証券関係)

当中間会計期間(2019年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	小計	—	—	—
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	17,968	17,968	—
	小計	17,968	17,968	—
合計		17,968	17,968	—

- (注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

- (セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	63,012	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	161,931	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	26,709円52銭
1株当たり中間純損失（ ）	6,590円10銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注1）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	229,568
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	229,568
普通株式の中間会計期間末株式数(株)	8,595

（注2）1株当たり中間純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純損失（ ）(千円)	56,641
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失（ ）(千円)	56,641
普通株式の期中平均株式数(株)	8,595

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、 および において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2019年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（2019年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
松井証券株式会社	11,944百万円	同上

2019年9月末現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
有価証券報告書	2019年7月5日	
有価証券届出書	2019年7月5日	

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月17日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月16日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＣＡＭインドシナ５カ国ファンドの2019年４月６日から2019年10月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＣＡＭインドシナ５カ国ファンドの2019年10月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月18日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。